

# 徳島県および香川県所在貿易業者が使用する トレード・タームズに関する考察

—2014年アンケート調査より—

吉田友之

## はじめに

中小企業のうち、直接輸出を行っている製造業者数は、2014年では、中小製造業全体に占める割合で2009年から6年連続で増加しているものの、2014年で3.7%にとどまっている<sup>1)</sup>。また、中小企業の輸出額は2001年度から2014年度で3.1兆円増加し、売上高に占める比率では同期間で2.3%から3.7%となっていたが、大企業の輸出額や売上高に占める比率と比べて低い数値となっていた<sup>2)</sup>。直接貿易取引を始めるには国内取引とは異なる様々な専門的知識や語学力が必要となるため、そのような能力を有する人材不足により、中小企業では未だ直接輸出取引を行えないところが多い。直接貿易を始めるために身につけるべき多くの知識があるが、その中の必須の一つがトレード・ターム（貿易定型取引条件）である。

かつて筆者はFAZ（Foreign Access Zone；輸入促進地域）<sup>3)</sup>に指定されていた地域に所在する貿易業者を対象に「トレード・タームズに関するアンケート調査」を行ってきたところである。今般は（2014年）FAZに指定されてはいないけれどもそれに隣接する地域に調査対象を広げ、中小企業の割合が多い、地方に所在する企業を対象に「トレード・タームズの使用実態動向」を明らかにし、この結果が今後貿易を始める企業にとって役立つ情報としたい。

貿易業者にとって、使用経験のあるトレード・タームズはいかなるものか、未使用であるが理解しているトレード・タームズはいかなるものなのか、在来船向けのトレード・タームズを使用する理由は何か、コンテナ・トレード・タームズの使用を増やすための方策は何か、などについて考察したい。

---

1) 中小企業庁『2017年度版中小企業白書』16頁。

2) 同上、16～7頁。

3) 1992年に輸入促進地域および対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（いわゆるFAZ法）が制定され、当初は1996年までの時限立法であったが2006年まで延長後廃止された。

## 第1章 調査概要

### 1 調査テーマ

トレード・タームズ（貿易定型取引条件）に関するアンケート調査。

### 2 調査の実施期間

- 1) 徳島県 2014年9～10月の約1ヶ月間。
- 2) 香川県 2014年9～10月の約1ヶ月間。

### 3 調査対象者

- 1) 日本貿易振興機構（ジェトロ）徳島貿易情報センター編『徳島県国際取引企業名簿2013』徳島県商工労働部観光国際局国際戦略課グローバル戦略室に掲載された企業中、現在直接輸出および／または直接輸入を行っているとの記載のある全企業。
- 2) 日本貿易振興機構（ジェトロ）香川貿易情報センター『2012-13年版香川県貿易投資関係企業名簿』に掲載された企業中、貿易形態の項目で直接輸出および／または直接輸入との記載があり、かつ同一グループ企業内貿易ではないとみられる全業者。

### 4 調査の実施方法

アンケート票，アンケート実施の趣旨と回答協力依頼状，返信用封筒を同封のうえ郵送またはメール便で送付し，返送を依頼した（いわゆる郵送調査法）。

- 1) 徳島県 アンケート調査票を郵送し返送を依頼した（9月）。
- 2) 香川県 アンケート調査票を郵送し返送を依頼した（9月）。

### 5 回答者数

1) 徳島県 アンケート調査票送付総数94件で回収数45件であった。そのうち有効回答数は39件で，6件は「直接貿易は行っていない」であった。したがって，回収率は47.9%<sup>4)</sup>，有効回収率は41.5%<sup>5)</sup>，無効回答を除く有効回答率は44.3%<sup>6)</sup>であった。

2) 香川県 アンケート調査票送付総数106件で回収数33件であった。そのうち有効回答数は29件で，4件は「直接貿易は行っていない」，「商社を通じての貿易」であった。したがって，

---

4) 45件÷94件

5) 39件÷94件

6) 39件÷(94件-6件)

回収率は31.1%<sup>7)</sup>、有効回収率は27.4%<sup>8)</sup>、無効回答を除く有効回答率は28.4%<sup>9)</sup>であった。

## 第2章 単純集計結果の比較分析

### 1 貿易形態

#### 1) 結果の比較

「貴社の貿易形態はどれですか」について質問したところ、表1の回答を得た。

表1 貿易形態の比較（回答数ベース）<sup>10)</sup>（単位%）

	徳島県	香川県
	2014年 (39件)	2014年 (30件)
輸出入業	10件 (25.6)	7件 (23.3)
輸出業	17件 (43.6)	12件 (40.1)
輸入業	12件 (30.8)	10件 (33.3)
その他	0件 (0.0)	1件 (3.3)

#### 2) 結果の分析

貿易形態別では、徳島では、「輸出業」は4割、「輸入業」は3割強、「輸出入業」は約2割5分を占めていた。

香川では、「輸出業」は約4割、「輸入業」は3割強、「輸出入業」は2割強を占めていた。

両県ともに、「輸出業」、「輸入業」、「輸出入業」の順となっていたが、徳島は香川と比べて「輸出業」の比率が高く、「輸入業」の比率が低くなっていた。

### 2 利用運送手段

#### 1) 結果の比較

「貴社が主に利用している運送手段はどれですか」について質問したところ、表2の回答を得た。

7) 33件 ÷ 106件

8) 29件 ÷ 106件

9) 29件 ÷ (106件 - 4件)

10) 回答比率を示す（全回答数からみて選択回答の占める割合）。

表2 利用運送手段の比較  
〔左段：回答者ベース〕<sup>11)</sup> (右段：回答数ベース) (単位%)

	徳島県	香川県
	2014年 〔38件〕 (50件)	2014年 〔30件〕 (40件)
定期コンテナ船	29件 〔76.3〕 (58.0)	20件 〔66.7〕 (50.0)
定期在来船	2件 〔5.3〕 (4.0)	3件 〔10.0〕 (7.5)
不定期バラ積船 (備船含む)	4件 〔10.5〕 (8.0)	6件 〔20.0〕 (15.0)
不定期タンカー船 (備船含む)	0件 〔0.0〕 (0.0)	0件 〔0.0〕 (0.0)
定期・不定期航空機	13件 〔34.2〕 (26.0)	10件 〔33.3〕 (25.0)
その他	2件 <sup>12)</sup> 〔5.3〕 (4.0)	1件 <sup>13)</sup> 〔3.3〕 (2.5)

## 2) 結果の分析

回答者ベースでは、以下のようになっていた。

徳島では、「定期コンテナ船」は1.3社に1社、「航空機」は2.9社に1社、「不定期バラ積船」は9.5社に1社、「定期在来船」、「その他」はともに19.0社に1社の回答頻度となっていた。「その他」はEMSとの回答であり、実質的に航空機による運送に属するものと考えられる。

香川では、「定期コンテナ船」は1.5社に1社、「航空機」は3.0社に1社、「不定期バラ積船」は5.0社に1社、「定期在来船」は10.0社に1社、「その他」は30.0社に1社の回答頻度となっていた。「その他」はROROとの回答であり、実質的に「定期コンテナ船」ないし「定期在来船」による運送に属するものと考えられる。

回答数ベースでは、以下のようになっていた。

徳島では、「定期コンテナ船」は6割弱、「航空機」は2割6分、「不定期バラ積船」は1割弱、「定期在来船」は4分の比率となっていた。

香川では、「定期コンテナ船」は5割、「航空機」は2割5分、「不定期バラ積船」は1割5分、「定期在来船」は1割弱の比率となっていた。

両県ともに、「定期コンテナ船」、「航空機」、「不定期バラ積船」、「定期在来船」の順となっていた。

現在、世界の主要定期航路のみならず地方港と外国諸港を結ぶいわゆるフィーダー航路でも

11) 回答頻度を示す (回答者が選択回答した割合)。

12) EMS (2件)

13) RORO (1件)

ほぼ100%のコンテナ船化が完了していることからすると、「コンテナ船」利用とした高い回答頻度は当然の結果であるといえる。また航空機による貨物運送は従来からとくに付加価値の高い商品について行われていたが、それはあくまでも海上運送に対する補完的な色合いの濃いものであった。しかし、この2014年には両県ともに航空運送は補完的なその範囲を脱して立派に一つの運送手段として独り立ちするまでに成長している。

### 3 トレード・タームズの決定者

#### 1) 結果の比較

「貴社が使用するトレード・タームズの決定者は誰ですか」について質問したところ、表3の回答を得た。

表3 トレード・タームズ決定者の比較（回答数ベース）（単位％）

	徳島県	香川県
	2014年 (39件)	2014年 (30件)
貴社（自社）	15件 (38.5)	11件 (36.7)
取引先	7件 (17.9)	7件 (23.3)
一概に誰とはいえない	17件 (43.6)	9件 (30.0)
その他	0件 (0.0)	3件 <sup>14)</sup> (10.0)

#### 2) 結果の分析<sup>15)</sup>

徳島では、「一概に誰とはいえない（ケースバイケース）」は4割強、「貴社（自社）」は4割弱、「取引先」は2割弱を占めていた。

香川では、「貴社（自社）」は4割弱、「一概に誰とはいえない（ケースバイケース）」は3割、「取引先」は2割強を占めていた。

徳島では、トレード・タームズの決定に対して8割強の比率で「貴社（自社）」が関わる可能性があったが、香川では、その決定に対する「貴社（自社）」の関わり度合は7割弱となっていた。徳島は香川と比べて自社がトレード・タームズの決定への関わりが多いことが分かった。

14) ・貴社、取引先（1件）、・農水省（1件）

15) 問「トレード・タームズの決定者」の回答選択肢は「貴社」としているが、回答者からすると「自社」となるため本文中では「自社」を併記していた。

## 4 使用経験のあるトレード・タームズ

### 1) 結果の比較

「貴社が実際に使用したことがあるトレード・タームズは何ですか」(複数回答可)について質問したところ、表4の回答を得た。

表4 使用経験のあるトレード・タームズの比較  
〔左段：回答者ベース〕(右段：回答数ベース) (単位%)

	徳島県	香川県
	2014年 〔38件〕 (118件)	2014年 〔28件〕 (73件)
FAS	0件 〔0.0〕 (0.0)	0件 〔0.0〕 (0.0)
FOB	24件 〔63.2〕 (20.5)	22件 〔78.6〕 (30.1)
CFR (C&F)	17件 〔44.7〕 (14.4)	11件 〔39.3〕 (15.1)
CIF	23件 〔60.5〕 (19.5)	13件 〔46.4〕 (17.8)
DES <sup>16)</sup>	1件 〔2.6〕 (0.8)	0件 〔0.0〕 (0.0)
DEQ <sup>17)</sup>	1件 〔2.6〕 (0.8)	1件 〔3.6〕 (1.4)
FOB Airport (FOA) <sup>18)</sup>	12件 〔31.6〕 (10.2)	7件 〔25.0〕 (9.6)
FCA	7件 〔18.4〕 (5.9)	2件 〔7.1〕 (2.7)
CPT	3件 〔7.9〕 (2.5)	1件 〔3.6〕 (1.4)
CIP	4件 〔10.5〕 (3.4)	0件 〔0.0〕 (0.0)
EXW	12件 〔31.6〕 (10.2)	9件 〔32.1〕 (12.3)
DAF	0件 〔0.0〕 (0.0)	0件 〔0.0〕 (0.0)
DDU <sup>19)</sup>	7件 〔18.4〕 (5.9)	4件 〔14.3〕 (5.5)
DDP	5件 〔13.2〕 (4.2)	2件 〔7.1〕 (2.7)
DAT <sup>20)</sup>	2件 〔5.3〕 (1.7)	1件 〔3.6〕 (1.4)
DAP <sup>21)</sup>	0件 〔0.0〕 (0.0)	0件 〔0.0〕 (0.0)

16) 2010年版インコタームズから削除された規則。

17) 2010年版インコタームズから削除された規則。

18) 1976年にインコタームズ規定に追加、1980年のインコタームズ改訂時に引き続き規定、1990年の改訂時に削除された。しかし貿易業者は依然として使用していると推測し選択肢としてアンケートに表記している。

19) 2010年版インコタームズから削除された規則。

20) 2010年版インコタームズから新規に規定された規則。

21) 2010年版インコタームズから新規に規定された規則。

## 2) 結果の分析

この結果から実際に使用されているトレード・タームズの状況を把握することができる。回答者ベースでは以下ようになっていた。

徳島では、在来船用のトレード・タームズである、FOBは1.6社に1社、CIFは1.7社に1社、CFR (C&F) は2.2社に1社の使用頻度となっていた。DES, DEQはともに38.0社に1社、FOB Airport (FOA) は3.2社に1社の使用頻度となっていた。

つぎに、いわゆるコンテナ・トレード・タームズ<sup>22)</sup>と称された、FCAは5.4社に1社、CIPは9.5社に1社、CPTは12.7社に1社の使用頻度となっていた。Ex・Delivered系タームズである、EXWは3.2社に1社、DDUは5.4社に1社、DDPは7.6社に1社、DATは19.0社に1社の使用頻度となっていた。

香川では、在来船用のトレード・タームズである、FOBは1.3社に1社、CIFは2.2社に1社、CFR (C&F) は2.6社に1社の使用頻度となっていた。DEQは28.0社に1社、FOB Airport (FOA) は4.0社に1社の使用頻度となっていた。

つぎに、FCAは14.0社に1社、CPTは28.0社に1社の使用頻度となっていた。Ex・Delivered系タームズである、EXWは3.1社に1社、DDUは7.0社に1社、DDPは14.0社に1社、DATは28.0社に1社の使用頻度となっていた。

回答数ベースでは以下ようになっていた。

在来船用のトレード・タームズである、FOB, CFR, CIFでは、徳島は計約5割5分、香川は計6割強を占めていた。FOB Airport (FOA) では、徳島、香川はともに約1割を占めていた。コンテナ・トレード・タームズである、FCA, CPT, CIPでは、徳島は計1割強、香川は計約4分を占めていた。

在来船用のトレード・タームズでは、両県ともに、FOB, CIF, CFRの順の使用頻度・使用比率となっていた。コンテナ・トレード・タームズでは、徳島は香川と比べて、FCA, CPTでは使用頻度・使用比率がかなり高くなっていた。DDP, DATでは、徳島は香川と比べてかなり高い使用頻度・使用比率となっていた。

## 5 未使用であるが理解しているトレード・タームズ

### 1) 結果の比較

「貴社が使用したことはないがご存知のトレード・タームズは何ですか」（複数回答可）に

---

22) 2014調査時の最新版インコタームズは2010年版であり、同インコタームズは「いかなる単数または複数の運送手段にも適した規則と規定された」（International Chamber of Commerce, *INCOTERMS*<sup>®</sup> 2010 (*ICC Rules for the use of domestic and international trade terms*) & Chambre de Commerce Internationale, *INCOTERMS*<sup>®</sup> 2010 (*Les règles de l'ICC pour l'utilisation des termes de commerce nationaux et internationaux*), No.715EF, 2010.10, pp.8~9 & 130~31.; 国際商業会議所日本委員会（新堀聰訳）『インコタームズ<sup>®</sup>2010』2010年10月、130~31頁）。

ついて質問したところ、表5の回答を得た。

表5 未使用であるが理解しているトレード・タームズの比較  
〔左段：回答者ベース〕(右段：回答数ベース) (単位%)

	徳島県	香川県
	2014年 〔26件〕 (72件)	2014年 〔20件〕 (71件)
FAS	5件 〔19.2〕 (6.9)	6件 〔30.0〕 (8.5)
FOB	7件 〔26.9〕 (9.7)	3件 〔15.0〕 (4.2)
CFR (C&F)	10件 〔38.5〕 (14.0)	3件 〔15.0〕 (4.2)
CIF	9件 〔34.6〕 (12.5)	8件 〔40.0〕 (11.3)
DES <sup>23)</sup>	0件 〔0.0〕 (0.0)	3件 〔15.0〕 (4.2)
DEQ <sup>24)</sup>	0件 〔0.0〕 (0.0)	3件 〔15.0〕 (4.2)
FOB Airport (FOA) <sup>25)</sup>	7件 〔26.9〕 (9.7)	7件 〔35.0〕 (9.9)
FCA	6件 〔23.1〕 (8.3)	4件 〔20.0〕 (5.6)
CPT	3件 〔11.5〕 (4.2)	6件 〔30.0〕 (8.5)
CIP	7件 〔26.9〕 (9.7)	7件 〔35.0〕 (9.9)
EXW	5件 〔19.2〕 (6.9)	9件 〔45.0〕 (12.7)
DAF	0件 〔0.0〕 (0.0)	3件 〔15.0〕 (4.2)
DDU <sup>26)</sup>	1件 〔3.8〕 (1.4)	1件 〔5.0〕 (1.4)
DDP	4件 〔15.4〕 (5.6)	2件 〔10.0〕 (2.8)
DAT <sup>27)</sup>	5件 〔19.2〕 (6.9)	3件 〔15.0〕 (4.2)
DAP <sup>28)</sup>	3件 〔11.5〕 (4.2)	3件 〔15.0〕 (4.2)

23) 2010年版インコタームズから削除された規則。

24) 2010年版インコタームズから削除された規則。

25) 1976年にインコタームズ規定に追加, 1980年のインコタームズ改訂時に引き続き規定, 1990年の改訂時に削除された。しかし貿易業者は依然として使用していると推測し選択肢としてアンケートに表記している。

26) 2010年版インコタームズから削除された規則。

27) 2010年版インコタームズから新規に規定された規則。

28) 2010年版インコタームズから新規に規定された規則。

## 2) 結果の分析

この結果は、貿易業者が将来使用するかもしれないトレード・タームズを占ううえでの一つの指標になるものと考えられる。

筆者は、貿易業者が見知らぬトレード・タームズを実際に使用するようになるまでの過程を3段階に分類している<sup>29)</sup>。第1段階は、貿易業者があるトレード・タームズを見たことも聞いたこともない状態である。この段階はあるトレード・タームズを見たり聞いたりしたことがあってもそれがまったく記憶に残っていない状態を含めるものと解釈する。第2段階は、貿易業者があるトレード・タームズの内容を理解しているが未だに使用したことがない状態である。この段階はあるトレード・タームズを十分に理解していないがそのタームズ名が認識されている状態を含めるものと解釈する。この段階は実際にトレード・タームズを使用するまでの過渡期ととらえることができる。最後に第3段階は、あるトレード・タームズを能動的・受動的であるとを問わずに実際に貿易取引で使用した経験のある状態をいう。

この結果は、まさに第2段階にあるトレード・タームズを明らかにするものであり、貿易業者が将来使用するかもしれないトレード・タームズを占ううえでの一つの指標になるものと考え、筆者はこの結果を潜在的使用率・使用頻度<sup>30)</sup>と呼んでいる。

回答者ベースでは以下ようになっていた。

徳島では、コンテナ・トレード・タームズである、CIPは3.7社に1社、FCAは4.3社に1社、CPTは8.7社に1社の潜在的使用頻度となっていた。Ex・Delivered系タームズである、EXW、DATはともに5.2社に1社、DDPは6.5社に1社、DAPは8.7社に1社、DDUは26.0社に1社の潜在的使用頻度となっていた。

在来船用のトレード・タームズである、CFR (C&F) は2.6社に1社、CIFは2.9社に1社、FOBは3.7社に1社、FASは5.2社に1社の潜在的使用頻度となっていた。FOB Airport (FOA) は3.7社に1社の潜在的使用頻度となっていた。

香川では、コンテナ・トレード・タームズである、CIPは2.9社に1社、CPTは3.3社に1社、FCAは5.0社に1社の潜在的使用頻度となっていた。Ex・Delivered系タームズである、EXWは2.2社に1社、DAF、DAT、DAPはともに6.7社に1社、DDPは10.0社に1社、DDUは20.0社に1社の潜在的使用頻度となっていた。

在来船用のトレード・タームズである、CIFは2.5社に1社、FASは3.3社に1社、FOB、CFR (C&F)、DES、DEQはともに6.7社に1社の潜在的使用頻度となっていた。FOB Airport (FOA) は2.9社に1社の潜在的使用頻度となっていた。

---

29) 吉田友之「トレード・タームズにおける使用動向とその展望—在阪貿易業者を対象とした2007年アンケート調査より—」『日本貿易学会年報JAFTAB』第46号、2009年3月、53頁。〔以下、論文a〕

30) 吉田友之「トレード・タームズにおける使用動向の推移—在阪貿易業者を対象としたアンケート調査より—」『日本貿易学会年報JAFTAB』第42号、2005年3月、152～53頁。〔以下、論文b〕

なお、DATは2010年版から新規に規定されたトレード・タームズであり、2000年版では規定されていたが2010年版から削除されたDEQに代えて使用可能である。同じくDAPは2010年版から新規に規定されたトレード・タームズであり、2000年版では規定されていたが2010年版から削除されたDAF、DES、DDUに代えて使用可能である。

回答数ベースでは以下のようにになっていた。

コンテナ・トレード・タームズでは、徳島は計2割強、香川は計約2割5分を占めていた。在来船用のトレード・タームズでは、徳島は計4割弱、香川は計約2割を占めていた。EXWでは徳島は1割弱、香川は1割強、FOB Airport (FOA) は両県ともに約1割、DDUでは両県ともに約2分、DDPでは徳島は約6分、香川は約3分、DATでは徳島は1割弱、香川は約5分、DAPは両県ともに約5分を占めていた。

## 6 FOB, C&F (CFR), CIFの使用理由

### 1) 結果の比較

「FOB, C&F (CFR), CIFについて、なぜこれらのトレード・タームズを使用したのですか」(主な理由を2~3つ回答) について質問したところ、表6の回答を得た。

表6 FOB, CFR, CIFの使用理由の比較

[左段: 回答者ベース] (右段: 回答数ベース)

(単位%)

	徳島県		香川県	
	2014年 [36件]	(74件)	2014年 [25件]	(44件)
定期在来船を利用	11件 [30.6]	(14.8)	9件 [36.0]	(20.5)
従来から使用し不都合・問題がない	22件 [61.1]	(29.7)	11件 [44.0]	(25.0)
取引先からの求めに応じて	22件 [61.1]	(29.7)	14件 [56.0]	(31.8)
価格採算の意味で使用	7件 [19.4]	(9.5)	5件 [20.0]	(11.4)
輸出入申告価格がFOB価格・CIF価格	5件 [13.9]	(6.8)	3件 [12.0]	(6.8)
それ以外のタームズを知らない	5件 [13.9]	(6.8)	2件 [8.0]	(4.5)
どれも使用したことがない	0件 [0.0]	(0.0)	0件 [0.0]	(0.0)
その他	2件 <sup>31)</sup> [5.6]	(2.7)	0件 [0.0]	(0.0)

31) 債権管理のため (1件)

## 2) 結果の分析

回答者ベースでは以下ようになっていた。

徳島では、「従来から使用していて不都合や問題がないから」、「取引先からの求めに応じて」はともに1.6社に1社、「定期在来船を使用しているため」は3.3社に1社、「価格採算の意味で使用しているため」は5.1社に1社、「税関への輸出入申告価格がFOB価格（輸出時）またはCIF価格（輸入時）となっているため」、「それ以外のトレード・タームズをよく知らないから」はともに7.2社に1社、「その他」は18.0社に1社の回答頻度となっていた。

香川では、「取引先からの求めに応じて」は1.8社に1社、「従来から使用していて不都合や問題がないから」は2.3社に1社、「定期在来船を使用しているため」は2.8社に1社、「価格採算の意味で使用しているため」は5.0社に1社、「税関への輸出入申告価格がFOB価格（輸出時）またはCIF価格（輸入時）となっているため」は8.3社に1社、「それ以外のトレード・タームズをよく知らないから」は12.5社に1社の回答頻度となっていた。

回答数ベースでは以下ようになっていた。

「取引先からの求めに応じて」では、徳島は約3割、香川は3割強を占めていた。「従来から使用していて不都合や問題がないから」では、徳島は約3割、香川は2割5分を占めていた。「定期在来船を使用しているため」では、徳島は約1割5分、香川は約2割を占めていた。「価格採算の意味で使用しているため」では、徳島は約1割、香川は1割強を占めていた。「税関への輸出入申告価格がFOB価格（輸出時）またはCIF価格（輸入時）となっているため」では、徳島、香川はともに1割弱を占めていた。「それ以外のトレード・タームズをよく知らないから」では、徳島は1割弱、香川は約5分を占めていた。

両県ともに、貿易業者は「取引先からの求めに応じて」、「従来から使用していて不都合や問題がないため」に現在でも在来船用のトレード・タームズである、FOB、CFR、CIFを使用している場合の多いことが明らかとなった。一方、「税関への輸出入申告価格がFOB価格（輸出時）またはCIF価格（輸入時）となっているため」、「価格採算の意味で使用しているため」、「それ以外のトレード・タームズをよく知らないから」はともに低い回答頻度・比率となっていた。「定期在来船を使用しているため」は一定の回答頻度・比率であり、トレード・タームズの適正な使用に対して一定の理解ができているものと推測できたが、一方で回答頻度・比率は低いながら「それ以外のトレード・タームズをよく知らないから」もあることからトレード・タームズの理解に対してまだ十分でない実態が明らかになった。

上記「3 トレード・タームズの決定者」で「取引先」と回答した比率（回答数ベース：徳島：2割弱、香川：2割強）と比べて、本問の「取引先からの求めに応じて」の回答比率（回答数ベース：徳島：約3割、香川：3割強）は増加していた。とくにFOB、CFR、CIFの使用については、「取引先」の意向の方が強く反映されており、「従来から使用していて不都合や問題がないから」それらのタームズを使用していることがわかった。

## 7 FCA, CPT, CIPの使用打診の有無とその結果

### 1) 結果の比較

「(FCA, CPTまたはCIPをご存知の方は回答ください) FCA, CPTまたはCIPというトレード・タームズの使用を取引先に打診したことがありますか」について質問し、「ある」と回答した者に「打診の結果はどうでしたか」について質問したところ、表7の回答を得た。

表7 FCA, CPT, CIPの使用打診とその結果の比較 (単位%)

	徳島県	香川県
	2014年 (15件)	2014年 (13件)
その使用打診した	3件 (20.0)	2件 (15.4)
取引先に理解を求めて使用	2件 (66.7)	1件 (50.0)
取引先との力関係から使用	0件 (0.0)	1件 (50.0)
取引先(相手)が無知で不使用	0件 (0.0)	0件 (0.0)
その他	1件 <sup>32)</sup> (33.3)	0件 (0.0)

### 2) 結果の分析

「使用を打診したことがある」は、徳島では2割、香川では約1割5分の回答比率であった。コンテナ・トレード・タームズである、FCA, CPT, CIPを知っている業者であってもそれらの使用を打診したことがある業者は両県ともに少なく、多くの業者はそれらのタームズの使用を相手方に打診していなかった。

「使用を打診した」場合には、「取引先にこれらのトレード・タームズについて理解を求めたうえで使用を受け入れてもらった」は、徳島では7割弱、香川では5割の回答比率であった。「取引先との力関係から相手方にこれらのトレード・タームズの使用を受け入れさせた」は、香川では5割の回答比率であった。また、徳島では「その他」は3割強であった。「その他」の記載内容から推測すると、それらのタームズの使用打診をしたところ相手方からそれらのタームズ使用について指定を受けたとみられる。一方、「取引先(相手)がこれらのトレード・タームズについて無知であったので使用できなかった」は、両県ともにゼロであった。

コンテナ・トレード・タームズの使用を打診した場合のそれらのタームズの受入率は、徳島、香川ともに10割となっていた。それらのタームズの使用に向けてはまずこれらのタームズの使用を相手方に働きかけることが重要で、そうすることによりこれらのタームズの使用率は大きく増加するものと推測できる。

32) 客先の指定が99%ある。

## 8 FCA, CPT, CIPの被使用打診の有無とその結果

### 1) 結果の比較

「FCA, CPTまたはCIPというトレード・タームズの使用を取引先から打診されたことがありますか」について質問し、「ある」と回答した者に「打診された結果はどうでしたか」について質問したところ、表8の回答を得た。

表8 FCA, CPT, CIPの被使用打診とその結果の比較 (単位%)

	徳島県	香川県
	2014年 (27件)	2014年 (25件)
その使用打診を受けた	6件 (22.2)	2件 (8.0)
取引先から説明を受け使用受入	5件 (83.3)	1件 (50.0)
当方が無知で不使用	0件 (0.0)	0件 (0.0)
力関係から使用受入	1件 (16.7)	1件 (50.0)
その他	0件 (0.0)	0件 (0.0)

### 2) 結果の分析

「使用の打診を受けたことがある」は、徳島では2割強、香川では1割弱であった。コンテナ・トレード・タームズである、FCA, CPT, CIPの使用の打診を受けたことがある業者は両県ともに少なく、多くの業者はそれらのタームズの使用を相手方から打診されていない。

「使用の打診を受けた」場合には、「取引先からこれらのトレード・タームズについて説明を受けたうえで使用した」は、徳島では8割強、香川では5割の回答比率であった。また、「取引先との力関係から当方がこれらのトレード・タームズの使用を受け入れさせた」は、徳島では2割弱、香川では5割の回答比率であった。「当方がこれらのトレード・タームズについて知らなかったので使用しなかった」は、両県ともにゼロであった。

コンテナ・トレード・タームズを知らない者であっても、その使用打診を受ければ見知らぬタームズであっても使用する傾向にあることがみてとれた。

### 結びにかえて

以上、徳島県、香川県に所在する貿易業者を対象としたアンケート調査の結果から、1. トレード・タームズの使用動向、2. 適正なトレード・タームズの使用方策について、以下のよう結論が導き出される。

#### 1 トレード・タームズの使用動向

「使用経験のあるトレード・タームズ」では、従来からの伝統的な在来船用のトレード・タ

ームズである、FOB、CIF、CFRは、両県ともに使用頻度・比率ともに上位3位で、その順位となっていた。また航空機の利用時に使用されると推測されるFOB Airport (FOA)は、徳島では在来船用のトレード・タームズにつぐ高い使用頻度・比率で、香川ではそれらのタームズおよびEXWにつぐ高い使用頻度・比率であった。FOAは、1976年にインコタームズで初めて規定され1980年の改訂で引き継がれた後1990年の改訂時に削除されたトレード・タームズである。2014年ではその削除後20数年が経過しているにもかかわらずその使用頻度は依然として高いといわざるを得ない。

一方、コンテナ・トレード・タームズである、FCA、CPT、CIPは、両県ともに、使用頻度・比率は、在来船用のトレード・タームズのそれと比べて極めて低くなっていた<sup>33)</sup>。しかし、それは、徳島は香川と比べて、FCA、CPTでは使用頻度・比率がかなり高くなっていた。Ex・Delivered系タームズである、EXWは両県ともに在来船用のタームズにつぐ高い使用頻度・比率、DDU、DDP、DATは両県ともに下位の使用頻度・比率となっていた。但し、DDP、DATでは、徳島は香川と比べて高い使用頻度・比率となっていた。

つぎに「トレード・タームズの潜在的な使用頻度・使用比率」では、コンテナ・トレード・タームズである、FCA、CPT、CIPは、両県ともに、「使用経験のあるトレード・タームズ」のそれらのタームズと比べて高くなっていた。したがって、それらのタームズは将来的には実際に使用されるようになる可能性は高いものと推測できる。

## 2 適正なトレード・タームズの使用方策

筆者は2004年当時「コンテナ・トレード・タームズは10年ほど前に比べて、現行ではそれらのタームズを知っていながら使用しない業者が増加しており、今後何らかの対策を講じない場合にはこの傾向が顕著になる恐れがある」<sup>34)</sup>と推論し、それは2007年に大阪地域の貿易業者を対象とした調査結果から証明された<sup>35)</sup>。

この推論、すなわちコンテナ・トレード・タームズを知りながらそれらの使用にシフトしない業者の増加が常態化していることは、その後の調査においても実証されてきた<sup>36)</sup>。

1995年当時適正なトレード・タームズが使用されないのはインコタームズの規定内容・方法

---

33) 香川ではCIPは使用されていなかった。

34) 吉田、前掲論文bを参照のこと。

35) 吉田、前掲論文aを参照のこと。

36) 吉田友之「地方貿易業者が使用するトレード・タームズに関する時系列的考察—愛媛県所在の業者を対象とした2013年アンケート調査より—」『関西大学商学論集』第58巻2号、2013年9月、100～2頁、吉田友之「大分県所在貿易業者が使用するトレード・タームズに関する時系列的考察—2013年アンケート調査より—」『関西大学商学論集』第59巻4号、2015年3月、79～81頁、および吉田友之「熊本県所在貿易業者が使用するトレード・タームズに関する時系列的考察—2013年アンケート調査との比較—」『関西大学商学論集』第61巻2号、2016年10月、67～83頁を参照のこと。

に問題があるからではなく、その啓蒙不足とその使用者（貿易業者）の不勉強によるものであると主張された方々がおられた。確かに、この啓蒙活動はコンテナ・トレード・タームズを知る業者を増やしたという功績は認めるが、使用者の増加へとは結びついているとはいえない。したがって貿易業者がコンテナ・トレード・タームズを知っていながら使用していない状況の常態化を解消するためには、まず筆者のような国際商務を専門分野とする研究者達がそれぞれの立場でそれらのタームズに関する内容を周知させる一層の啓蒙活動を行い「それらの潜在的使用比率」の割合を大きくする措置を講じる必要がある。しかし現状ではその啓蒙活動だけでは不十分であることはすでに述べたとおりであり、併せてコンテナ・トレード・タームズの使用へのシフトを促すための方策が必要となる。

そのための一方策として、貿易業者にコンテナ・トレード・タームズを含めた適正なトレード・タームズの使用打診を図ることがあげられる。すでに本論で述べたように、貿易業者によるこれらのタームズの使用打診または被使用打診が貿易業者自身に対して効果をあげている。したがって、コンテナ・トレード・タームズの一層の普及のためには、貿易業者が取引の交渉時にそのタームズの使用打診を積極的に行うように推進することが肝要となろう。しかしとくに中小貿易業者は一般に日々の業務に追われよほどのことがない限り相手方にそれらのタームズの使用打診をする余裕はなく、実際にそれらの業者にそれを期待することは酷といえよう。とくに大手貿易業者は適正なトレード・タームズを取引先へ積極的に提示するなどすることが求められよう。

また、地方に所在する貿易業者における、コンテナ・トレード・タームズを知りながらそれらの使用にシフトしない業者の増加が常態化していることへの解消を図ろうとすれば、トレード・タームズの実際の利用者の使用実態<sup>37)</sup>を軸としたインコタームズ内容の抜本的な見直しを含めた何らかの措置を検討する余地がある。

以 上

アンケート調査にご協力頂いた徳島県・香川県の各企業に対して御礼申し上げます。また、分析内容の文責は一切筆者にあることを申し添えます。

---

37) 吉田友之「インコタームズ2000をめぐる一考察」『日本貿易学会年報』第38号、2001年3月参照。